

## 法隆寺古瓦の調査（2）

平城宮跡発掘調査部

考古第三調査室では今年度、中・近世の軒平瓦について調査・研究を行なった。

**鎌倉時代** 1219年に始まる修理用の瓦243（唐草文）が前期の代表。そのほか連巴文、連珠文、剣頭文（204C）がある。平安後期以来の額貼付け式段顎と折曲げ式段顎があり、同一種に共存する場合もある。各部位に離れ砂を付ける点、平瓦部凸面を格子叩きする例が存在する点も特徴。平安時代にない釘穴の出現は、屋根勾配が強くなったことと関連しよう。204Cには額貼付け式段顎と新出の瓦当貼付け式段顎があり、後者の出現が後期（13世紀第3四半紀以降）の大きな徴である。瓦当上縁と顎後縁にけずりをもつ。1318年造立の上御堂所用の274Aのように中心飾りが蓮華文の例も出現する。この頃珠文帯は消失しよう。

**室町時代前期** 前半の唐草文は各単位同士すなわち茎が連続するが、後半には分離し始める。中心飾りは蓮華文が残るが、宝珠文（267A）、半截花菱文（271F：1383年夢殿修理用）が出現する。囲線は残る。すべて瓦当貼付け式段顎である。離れ砂は瓦当面と平瓦部凸面に付着する。1344年西院鐘楼・経蔵造営用の255Aの平瓦部凸面の格子叩き目は最終の例。叩き具はすでに無文のものが主流となっている。瓦当上縁の半数以上にけずりがある。

**室町時代中期** 応永年間の修理瓦の中心飾りは半截菊花文を主体とする（272Ba）。凹面側の一側縁に水切り用の背の低い縦棊をもつ蝶羽用瓦も出現する。瓦下縁がけずられる例が増加する。永享年間の修理以降の中心飾りは半截菊花文以外に、268B（1436年南大門再建用）の宝珠文と271Cの半截花菱文が主体となる。該期の宝珠文の両脇にはC字形と逆C字形の唐草が伴う。また、唐草文の外側に輪郭線風の線文が伴うのも特徴である。さらに、永享以降囲線も消失する。凸面に瓦座固定用の横棊、凹面の両側縁にT字形の二の平瓦と軒丸瓦を固定するための縦棊を付けるのもこの頃である。中期はすべて額貼付け式段顎である。離れ砂付着位置は前期と同じである。

**室町時代後期** 中心飾りは268Dbなどの両脇にC字形唐草が伴わない宝珠文と272Dなどの半截菊花文が主体である。後期後半の脇区比（脇区幅×2／瓦当幅）が約0.13と、脇区幅が広くなる。瓦当貼付け式段顎が顎貼付け式段顎になる。凹面の布目痕は完全になで消され、前代に凸面に付着した離れ砂は、ほとんど認められない。顎後縁のけずる比率が減少する。なお、後期末開始の慶長年間の修理時の中心飾りは（276Aのように）蓮華文か半截菊花文の退化したものになり、両脇の唐草文も単純化する。脇区比は若干大きくなる（0.13～0.14）。調整が丁寧なので確認は困難だが、平瓦の素材のタタラからの切断手法が糸切り手法からコピキ手法に変化するのもこの頃である。

**江戸時代前期** 蓮華系・菊花系唐草文（280C）は初期の主要瓦。元祿修理時には三葉葵唐草文（288Aa）や三宝珠唐草文（262B）がある。脇区比が0.14～0.26となり、脇区幅が一挙に広くなる。すべて顎貼付け式段顎である。瓦当下縁はほとんどけずられなくなる。

**江戸時代中期** 菊花系唐草文（278B）を主体に、若干の宝珠唐草文（268j）があり、後半の安永年間に後期に主体となる橋唐草文（284E）が出現する。脇区比が0.35～0.40となり、脇区幅が一層広くなる。瓦当上縁以外のけずりは衰退する。

中・近世軒平瓦拓本（1:8）

**江戸時代後期** 橋唐草文（384H）を主体に、宝珠唐草文（268K）、元祿修理瓦288Aaの範型の切縮め品などがある。脇区比は0.40～0.50。すべて顎貼付け式段顎である。屋根野地板への瓦の固定法が鉄線の先に結んだ釘に代わるので、釘穴が径の小さい針金穴になる。

**法量** 瓦の法量の上でも時間的変化が認められる。鎌倉時代の瓦当幅は9寸～1尺、全長は1尺2寸程である。その後、両者の値は徐々に減少し、江戸時代後期の瓦当幅は7～8寸、全長は8～9寸になる。中・近世を通じて顎の深さは、1～4.5cmの幅にある。鎌倉時代の顎幅は3～5cmで、その後次第に減少し、江戸時代後期には1～2cmとなる。瓦当湾曲比（上弧深／瓦当幅）は、鎌倉時代～室町中期が0.15～0.18、室町中期～江戸前期が0.15、江戸中期が0.13、江戸後期が0.10～0.11となり、時代とともに湾曲が弱まる。

中・近世軒平瓦の法量

（佐川正敏）

## 薬師寺出土の二彩陶塔

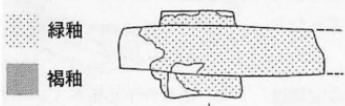
平城宮跡発掘調査部

近年、平城宮北方の瀬後谷遺跡で、綠釉陶塔破片が大量に出土した。当研究所が薬師寺境内で行なった発掘調査では二彩陶塔の破片が出土している。比較のためここに紹介する。破片は2点あり、1点は高欄、1点は基壇の破片である。

高欄は、1975年に調査した十字廊北方の調査区で、赤褐土面に掘り込まれた土壙より出土した。綠釉皿、漆器などが共伴したが、新しい遺物も含む。高さ2.4cmの斗東の上に、直径0.6cm、長さ3.4cmの架木がのる。架木は、小口面をとどめており、小口面にのみ褐釉が施され、それ以外の面には綠釉がよく残る。

基壇の破片は、1988年に調査した西面回廊の調査で、包含層から出土した。綠釉を主体とし、下面のごく一部に褐釉が施される。コーナー部分の破片で、地覆と東・羽目が残る。葛は剥離するが、復原高約6cmをはかる。

いずれも灰白色の精良な胎土で軟質。胎土・焼成とも一般の三彩・二彩陶器とよく似る。綠釉を主体とした二彩であるが、褐釉はごく一部に付着するのみである。また一部の破片のみの出土であり、三彩の可能性も考慮する必要がある。



高欄は同一個体とする  
とやや大きく、別個体の  
基壇に取り付く高欄と考  
えることもできる。

(杉山 洋)

高欄（上）・基壇（下）実大

## 平城京左京一条三坊出土のガラス小玉鋳型

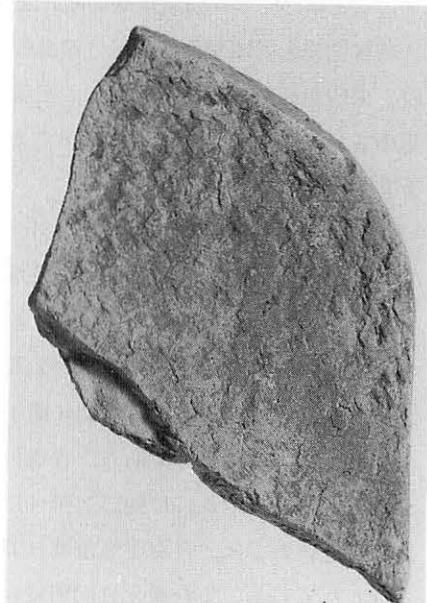
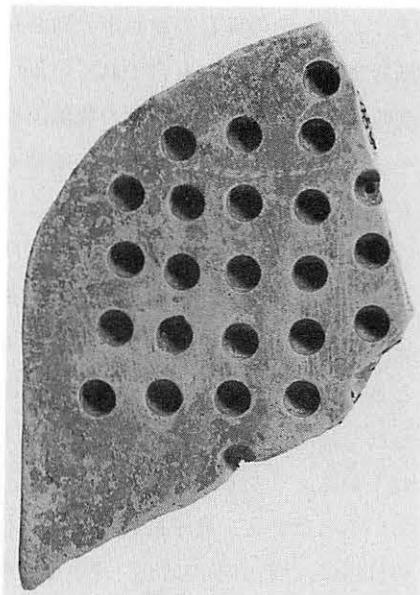
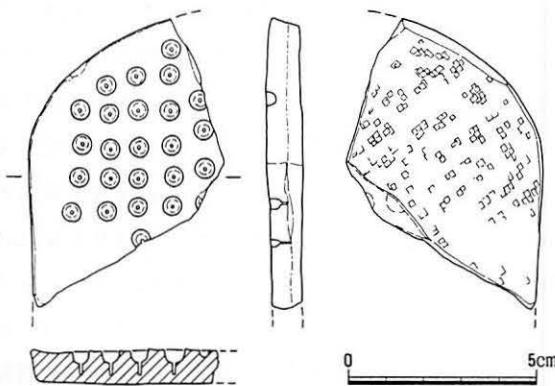
平城宮跡発掘調査部

平城京左京一条三坊十五・十六坪の溝 SD485から、1969年の調査でガラス小玉の鋳型が出土していた。当時は類例もなく、不明土製品として報告書（『平城宮発掘調査報告』VI）の記載からも漏れていたが、飛鳥藤原宮跡発掘調査部による1991年の飛鳥池の調査など、最近の調査の進展によりガラス小玉の鋳型であると判明したので、ここに改めて報告する。

鋳型は、厚さ0.7～0.9cm、残存長7.6cm、残存幅5.2cmを測る。土師質の胎土で、2枚の粘土板を貼り合わせており、断面の一部に剝離面がある。一面を丁寧になで調整で仕上げ、径5mmの半球形のくぼみが25個残る。くぼみの中央には小玉の紐通し穴の心棒を立てる径1mm弱の穴があるが、反対面までは貫通しない。もう一面には格子目叩き状の圧痕があり、その上を軽くなでている。側面は、削りによって面を作る。二次焼成による赤変は見られず、ガラスも付着していない。

左京一条三坊十五・十六坪は、奈良時代当初は二町が一体となった、園地を有する宅地であり、長屋王の作宝宮の候補地と考えられていた地である。SD485は平城宮土器IIの時期の溝で、他に工房関連遺跡の存在を示すような遺物は出土していないが、周辺に小規模な工房が存在していた可能性はある。

山内紀嗣「ガラス玉の鋳型」『天理参考館報』第4号 天理大学付属天理参考館 1991  
(玉田芳英)



ガラス小玉鋳型（実測図1:2、写真1:1）

## 石山寺深密藏聖教の紙背文書

歴史研究室

石山寺（滋賀県大津市）には、一切経、校倉聖教、深密藏聖教、知足庵聖教などの經典、聖教、典籍類が数多く所蔵されている。それらについて、現在調査中の知足庵聖教以外は、『石山寺の研究』（石山寺文化財綜合調査団編）の一切経篇、校倉聖教・古文書篇、深密藏聖教篇上・下により、その書目の目録が公刊されている。ところで石山寺所蔵の聖教、典籍類のなかには紙背文書のあるものも含まれている。伝三昧耶戒私記紙背の越中国官倉納穀交替帳、金剛界入曼陀羅受三昧耶戒行儀紙背の周防国玖珂郡玖珂郷延喜八年戸籍や、校倉聖教の虚空藏念誦次第や一切経「附」の伝法記などの紙背文書が著名であるが、それ以外の聖教にも紙背文書のあるものがかなり存在する。

ところで、一切経、校倉聖教が江戸時代以前においてすでにそれぞれが一つの群として伝存したのに対して、深密藏聖教は、大正13年（1924）の調査において、それまで石山寺山内に存在した子院に分蔵されていた聖教が本坊に集められたが、それを一切経、薰聖教、校倉聖教などと区別するため、大屋徳城氏が深密藏聖教と命名されたものである。当時、各子院から集められた経函は111函あり、それには法輪院、宝性院、密藏院、明王院、円乗院などの経函が含まれている。したがって深密藏聖教は、概ね函ごとに江戸時代の子院別、内容別の分類を継承しているといえ。各子院に別箇に伝わった聖教類の若干の混在もみられる。深密藏聖教の全容の目録は、『石山寺の研究 深密藏聖教篇上』に収録されている。

ここでは、その深密藏聖教の紙背文書のいくつかを紹介することにする。

結縁灌頂大阿闍梨作法口伝（深密藏8函28号）は、折紙2紙に書かれており、「石山寺／密藏院」朱印が両紙に捺されていて、密藏院伝存のものである。片仮名交じり文で、「一、十弟子進退事」以下が箇条書きされている。奥書はないが、鎌倉後期の書写とみられる。2紙ともに紙背文書がある。

1紙目の紙背文書は、豎紙（縦31.3×横49.4cm）に書状が書かれている。差出書きの人名は判然としないが、聖教書写側にある端裏書の「源守法橋」から源守書状とわかる。高畠庄住人右衛門三郎以下の輩の濫犯につき、沙汰人に尋ね、散状にしたがい報告する意を申し述べたものである。高畠庄は未詳である。2紙目（31.3×49.0cm）紙背には、相□書状が豎紙に書かれている。内容は、音羽村専当職に関するものであり、永暹の申請に任せて、専当職を安堵するように申し出したものである。音羽村は、觀応年間に石山寺領であったことが前田家所蔵文書からしられる。そこには觀応2年（1351）には音羽庄とみえ、さらに同年の4月2日の足利義詮御判御教書では、音羽庄地頭職および若狭国河崎庄、越前国主計保などが勲功の賞として充て行われている。また親元日記別録の文明6年（1474）にも「江州音羽庄」とみえている。結縁灌頂大阿闍梨作法口伝は鎌倉後期書写とみられるが、紙背文書も、年紀はないが、鎌倉後期

のものである。

密印口伝等（深13函1号）一括7点のうち、[1]～[3]に紙背文書がある。[1]～[3]はいずれも折紙に片仮名交じり文で認められ、「詔師説私記之」の奥書も共通で、同筆跡の一連のものである。[1]台蔵（28.5×51.5cm）は、内題に「台蔵」とみえ、紙背文書は天養2年（1145）3月6日に上乗坊の仰せによって、「菓子四種五合以下」の品物を進上したものである。送状に記された品物は、菓子、酒、飯、雑菜、油、酢、味噌、塩などの食品と、その煮炊き用の薪、打松、炭および運搬のための伝馬である。各品物には合点が付されている。[2][3]もまた折紙にそれぞれ阿闍梨位真言と諸印口伝の聖教が書かれており、[2]（28.1×49.6cm）の紙背には、凡末房の進上状があり、[3]（27.9×49.4cm）の紙背は、その裏紙である。[2]の進上状では、餅、小豆餅、<sup>[興米]</sup>米、平栗、生栗、串柿の食料品と伝馬一匹が進上されている。これも[1]同様、上乗房の仰せによるものであり、進上者は凡末房である。[1][2]ともに何か法会等に必要な品々が要請されたものであろう。[3]の裏紙には、「凡末房□」とのみみえる。平栗は、大嘗祭などに供物として用いられた、栗をついて平にしたものであり、その他の品からみて仏前に供物として捧げられたものであろう。なお興米は未詳である。梗米に通じるのであろうか。

金剛經等抜書（深111函87号）には「石山寺／密藏院」朱印があり、豎紙で中央に円が描かれ、その周囲に金剛經などからの抜書を書く。室町中期書写のものである。紙背文書は折紙の書状で、丸薬など薬とその服用のことがみえる。

小野流口伝（深111函88号）の紙背文書も薬に関するもので、こちらは塗り薬の用法を示している。この書状は豎紙（32.4×54.5cm）に書かれ、端裏に墨引と差出書がある。差出書きは草名で、下の文字は「成」かとみえる。表の聖教は、小野流関係の口伝を豎紙に片仮名交じりに書かれる。金剛經等抜書は室町中期、小野流口伝は院政期書写とされる。

内題に尊勝法香葉（深111函89号）とある聖教は豎紙（30.0×50.2cm）に仮名・返点の墨点を付して書かれる。院政期書写のものである。その紙背には、書状が書かれているが本紙のみで、後欠であり、内容は明らかでない。

金剛界諸尊図様（深112函17号）は、袋綴装（28.9×24.7cm）の冊子本で首中欠損しているが、紙背に建仁2年（1202）9月9日の書状があり、鎌倉初期書写にかかる。紙背の書状は四巻の重書の返上に関するものである。さらに某法断簡（深112函21号）は断簡で1紙のみしか残存しないが、東大寺三論宗点のヲコト点が朱で付されている。紙背文書は治承2年（1178）12月1日の送状で、壇、脇机から御本尊一軀を送進している。

以上、函号の順をおって、紙背文書のあるもののうちで、主たるものを取り上げた。表の聖教も欠損のあるものであり、したがって紙背文書も断簡が少なくない。しかし院政期のものから遺存し、紙背文書として貴重である。表の聖教との関係や、現状では釈読不能な袋綴装のものなどの調査の進行とともに、今後に期待できよう。

（綾村 宏）

二ツ三ツつ、御□候、（以上、上段）

又たくひまち薬

調合仕候て進上

申候、丸薬もまへの

ことくに御用なさるへく候、

かゝる儀御座候て、

やうす御書付ニテ

可被下候、かけんを

進上可申候、恐惶

謹言、

霜月十五日 寿□（花押）

□以様

人々御中

[四] 「小野流口伝」紙背文書（深11函88号）

某書状

（端裏上書）

（切封墨引）

（草名）

藥献上之、旧ふく

さのものにぬりて、可令

押付給候也、日ニ一度

可令付替給候、十ヶ日

許付天可令試候、

恐々謹言、

五月三日

（草名）  
（□成カ）

[六] 「金剛界諸尊図様」紙背文書

（深12函17号）

某書状

四卷返上之、不審事

少々加検算存候、第一

重書候、能々可有御秘藏

候也、被□愚説之

条殊被自愛候、御記も

ゆかしく候、如何、

御出仕何比可候哉、小□□

不懸□□、恐々謹言、

建仁元年  
九月九日 □

兩月延引何条事候哉、無

躰候歟と、又何令相計給也、以比趣

□□様可仰聞歟、凡ハ事外の強者

にて候ける、なれハ（草名）令申事定不

□□引候、諸事不叶心候也、為彼も

誠□□無益ハ候一とも愚意ニハ如此令

壇一面

脇机一前

燈臺一本

閼伽折敷一枚

半疊一枚

閼伽桶一口

在右

淨衣一領

白衣二段二丈

短冊一枚

供料油先日奉送了

御本尊一躰

右奉送如件、

治承二年十一月一日

(一) 「結縁灌頂大阿闍梨作法口伝」紙背文

(深8函28号)

書

(-) 源守書状  
〔瑞裏書〕  
〔源守法橋〕

高畠庄住人右衛門三郎

男以下輩濫犯事、右府

消息具書等下給候了、

忿相尋当庄沙汰入等、

隨散状可申入候て、且

得御意可有御被露候哉、

恐々謹言、

八月卅日 源守

(二) 某書状

音羽村專當職家茂

安堵府御下文事、永退

狀副与状

如件候、任申請

可成下之旨可令下知候哉、

可有御披露可被仰下之

旨可申入触賜候、恐々謹言、  
〔治〕  
九月十四日 相

(-) (二) 「密印口伝等」紙背文書  
(深63函1号)

進上 告悉給候□□

伝馬一疋

右進上如件、但仍

上乗房仰也、

三月五日 凡末房

凡末房進上狀裏紙

凡末房□□

(三) 「金剛經等抜書」紙背文書  
(深111函87号)

某書状(折紙)

〔口〕

御養生なさるへく候、

喜□旦一書

申入候、御氣養

よきやうに承間、

幡□申候、然者

寒の先にて御座候間、

きうなど御ゆたん

なく御□候、又

たちなども、御

に御入な□けやう

御つぶりの百尊

まへとも、安心(

凡末房□□

凡末房□□

## 平城京内における住宅の復原

### 建造物研究室

平城京内における貴族の邸宅と庶民の住宅について、各々の代表的な遺跡の復原模型の製作をおこなった。模型製作では検出した遺構にくわえ、その周辺部についても建物を想定して復原した。建物配置図には発掘区の範囲を示し、検出した建物と想定した建物を明確にした。

**貴族の邸宅（左京三条二坊一・二・七・八坪 長屋王邸宅）の復原** 貵族の邸宅として、長屋王の邸宅と推定される大規模な邸宅を復原した。発掘調査は1986から1989にかけておこない、その成果は『長屋王邸宅と木簡』（1991）として報告している。宅地は四町を占める京内では最大級の宅地で、特徴的なことは、宅地内を掘立柱屏によっていくつかの区画に分割していることである。内部を区画する掘立柱屏のうち、中心部を区画するものは屋根構造を伴ったものとし、柱穴内の礎盤に転用されていた流板の断片を参考にして流板葺とした。そして、出入口には棟門を構えた。いっぽう、中心部以外では柱上に笠木を置く簡単な形式とした。

SB4300の建つ区画は、邸内でもとくに軒瓦の出土量が多くて瓦葺建物の存在が推定されること、SB4300が四面庇付建物であること、区画内に井戸が存在しないことより、日常的な住居空間とは異質な空間、すなわち政務・儀式をおこなう空間を想定して建物の復原をおこなった。SB4300とその前面の2棟の建物は瓦葺建物とし、SB4300は四面庇付建物であるので入母屋造とした。SB4300は床東跡が検出されているので床張建物とし、遺構では確認されていないが四面に縁を設けた。また、組物は平三斗組とし、邸内で最も格式高い形式とした。

SB4500の建つ区画は邸内で最も中心となる住居施設として復原した。SB4500は桁行7間梁間4間の南北庇付建物である。両庇付建物であるので一般的には屋根は切妻造に復原されるが、梁間が長く側面の立面が間延びするため、超一級貴族の邸宅正殿にふさわしい格を示すために

入母屋造に復原した。床東跡が検出されているので床張りとし、四面に縁を想定した。組物は法隆寺伝法堂前身建物にならって大斗肘木とし、軒の出は、SB4500よりひとまわり大きな内裏正殿の軒の出（雨落溝を確認）である7.7尺より若干短い7尺とした。架構は梁間規模が近い新薬師寺本堂にならい叉首構造とした。SB4490は切妻造とし、構造はSB4500にならった。

SB4680を中心とする区画は東隣の区画に準じる住居施設として復原した。したがって、SB4680の西には、東隣の区画と同じように正殿に近接する南北棟を想定した。SB4680はSB4500

貴族の邸宅建物配置図

に準じる建物として、組物は大斗肘木、軒の出は6尺、屋根は切妻造檜皮葺に復原した。

西北の区画には、桁行が長く建物内を8つの部屋に分割している長屋形式の建物SB4800がある。この建物は宿舎もしくは家政機関の建物と推定され、この区画の建物は主として板葺に復原し、比較的上質の雑舎や倉を想定した。SB4960は雑舎としては規模が大きく、この区画の中心部にはSB4960に見合う規模の中心的な建物を想定した。これら屏で囲まれた区画の東外側でも建物を検出しているが、いずれの建物とも規模が小さく、後述の庶民の家に近い形式に復原した。発掘調査を行っていない東北部には長屋王家に仕える人々の居住施設や廐・馬場を想定し、主として草葺建物を配した。

**庶民の家（右京八条一坊十三・十四坪）の復原** 庶民の住宅として、焼却場の建設とともになう発掘調査によって検出された奈良時代後半の小規模宅地を復原した。なお、発掘成果は『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』（1989）として報告している。西一坊大路に面する区画施設については、西一坊大路東側溝から大量の瓦が出土していることから、瓦葺築地屏を復原した。十三・十四坪間の坪境小路の南側では、奈良時代の前半に築かれた築地屏が存続しており、瓦出土量が少ないとから、上土屏とした。坪境小路の北側と十三坪・十四坪内を東西に二分する坪内小路に面した位置では、発掘成果にしたがい掘立柱屏を復原した。小路に面した宅地では、門遺構が確認されている位置および、掘立柱屏の柱間寸法が広くなっている位置に門を復原し、門は門柱と冠木だけの簡略な形式とした。屏遺構は検出されていないが、建物・井戸の配置より宅地の境界と推定される位置については、自然木を打ち込んだ簡単な柵もしくは柴垣・植込の区画施設を想定した。

それぞれの宅地は以上のような区画施設に囲まれ、  
1/16町もしくは1/32町占地とする。宅地内には2棟から  
3棟の掘立柱建物と1基の井戸を配する。建物は桁行3  
間もしくは4間で、柱間寸法は5.5尺から7尺である。最  
も整った建物では片庇、床束を有する。主屋に相当する  
と推定される建物は板葺とし、付属屋と推定される建物  
は板葺もしくは草葺とした。板葺建物の構造は東堀川か  
ら出土した部材による復原（『平城京東堀川 左京九条三  
坊の発掘調査』1983）を参考とし、屋根構造は垂木・小  
舞上に板を張るものと、垂木を使用せずに流板葺とする  
ものの二種を復原した。草葺建物の架構は現存する草葺  
民家の架構形式でも古い形式にあたる、真束を立てて垂  
木を葺降ろす形式とした。柱間装置は平安時代から鎌倉  
時代の絵図類を参考とし、出入口は板扉とし、窓は突き  
上げ窓もしくは、粗い連子窓とした。

（島田敏男）

庶民の家建物配置図